第4章 高年齢雇用継続給付について

1 高年齢雇用継続給付とは

高齢化の進む中で、働く意欲と能力のある高年齢者について、60歳から65歳までの雇用継続を援助・促進することを目的に創設され、平成7年4月1日から施行されました。(雇用保険法第61条~第61条の3)

具体的には、60歳以上65歳未満の被保険者が、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満の賃金に低下した状態で働いている場合に、ハローワークへの支給申請により、各月に支払われた賃金の最大10%(令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方については最大15%)の給付金が支給されるものです。

この高年齢雇用継続給付には、

1 雇用保険(基本手当等)を受給していない方を対象とした

「高年齢雇用継続基本給付金」

لح

2 雇用保険(基本手当等)の受給中に再就職した方を対象とした

「高年齡再就職給付金」

の2種類があります。



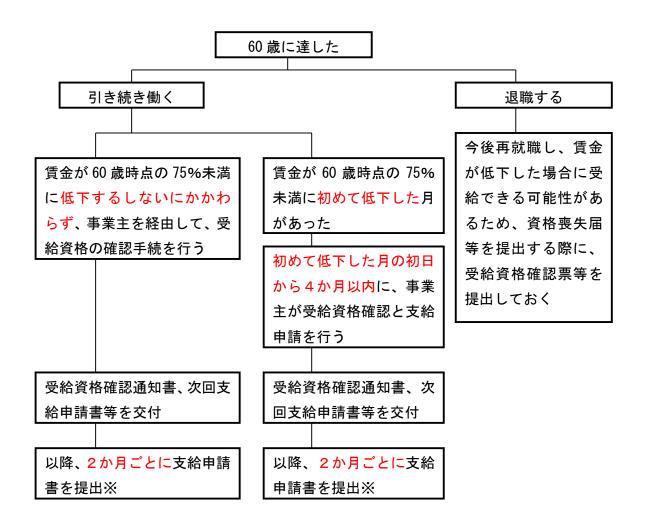


2 高年齢雇用継続給付の基本的な流れ

(1) 高年齢雇用継続基本給付金

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)

◎ 60歳時点で雇用保険被保険者であった期間が5年以上である場合



※ 賃金が60歳時点の75%未満に低下しない場合には、給付金の対象となりません。

支給申請月のパターンについて

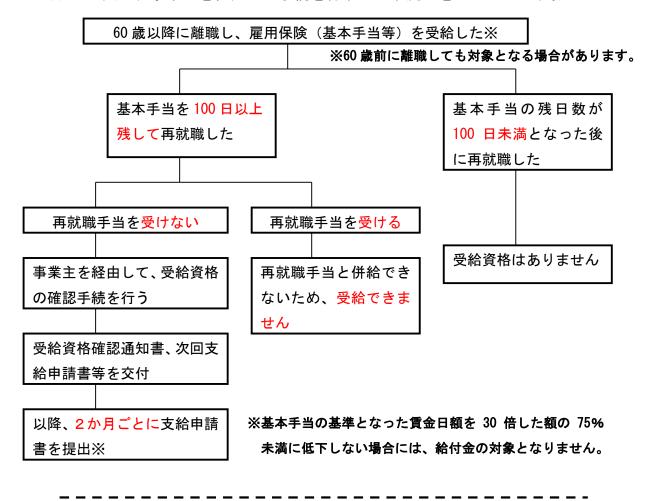
◎ 奇数月申請のケース

3月	4 月	5月	6月	7月	
申請		申請		申請	
(1月分)		(3月分)		(5月分)	
(2月分)		(4月分)		(6月分)	

支給申請パターンは、 2か月経過後、1か月 以内に申請していた だく方式です。

(2) 高年齢再就職給付金

(以下の図は、事業主を経由して手続を行うという流れを示しています。)



高年齢再就職給付金と再就職手当の併給調整について

お願い

高年齢再就職給付金は、再就職手当と併給ができません。

すなわち、いずれか一方を被保険者が選択していただくこととなります。いった ん選択し、支給決定を受けますと、その後の取消しや変更等はできません。

事業主の皆様におかれましては、以下の特徴を十分ご理解のうえ、被保険者本人への慎重な選択を促していただきますようお願いします。

高年齢再就職給付金	再就職手当
1年または2年かけて支給(※1)	一括で支給
(支払われた賃金×最大 10% (※2))	(基本手当日額×残日数×60%または 70%)
賃金が変動すれば給付額も変化	再就職後の賃金変動に影響されない
年金と併給調整される	年金と併給調整されない

- ※1 基本手当の支給残日数が100日以上200日未満の場合は1年間、200日以上の場合2年間が支給期間となります。
- ※2 令和7年3月31日以前に受給資格要件を満たす方は、最大15%となります。

3 高年齢雇用継続基本給付金について

(1) 受給資格は・・・・・

- ① 60歳到達日において被保険者であった場合60歳到達日(「60歳の誕生日の前日」のことをいいます。)において被保険者
 - であった場合の受給資格は次のとおりです。
 - イ 60歳以上65歳未満の一般被保険者であること。 ロ 「被保険者であった期間」が通算して5年以上あること。
 - ※ 「被保険者であった期間」は、離職した日の翌日から再就職した日の前日までの期間が1年以内であって、この期間に求職者給付及び就業促進手当の支給を受けていない場合に通算することができます。

雇用する被保険者が 60 歳に達し、この給付金を受けようとする場合には、 その事業所の所在地を管轄するハローワークへ、受給資格手続及び支給申請 手続を行ってください。

そこで、上記要件のいずれにも該当する場合は、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

この受給資格の確認を受けた被保険者であって、60歳以降の各月の賃金額が、ハローワークにおいて登録された**賃金月額(上限額あり)**に比べて、75% 未満に低下した場合に、高年齢雇用継続基本給付金を受けることができます。

※「賃金月額」とは、

原則として、60歳到達時点の直前の完全賃金月6か月の間に支払われた賃金の総額を180で除して算定された賃金日額の30日分の額となります。

ここでいう「完全賃金月」とは、賃金締切日ごとに区分された1か月の間に一定の賃金支払基礎日数がある月を指し、原則、賃金支払基礎日数が11日以上必要で、60歳到達時等から遡って1年間において、完全賃金月が6か月ない場合は、完全月で賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として取り扱います。

なお、賃金月額には、以下のとおり上限額及び下限額があります。**算定した額が上限額を超える場合は上限額に、算定した額が下限額を下回る場合には下限額となります。**

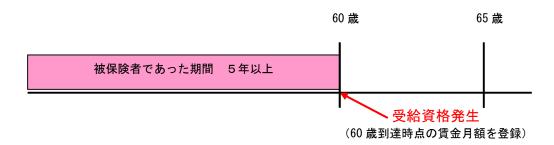
令和7年8月1日現在の賃金月額の上限額と下限額

<u>上限額 508, 200 円※</u>(令和7年7月31日までは494, 700円)

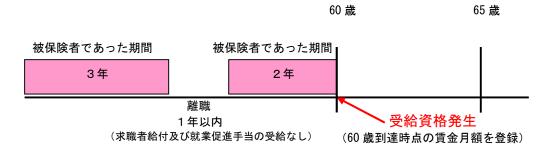
下限額 90,420 円※(令和7年7月31日までは86,070円)

※ 上限額及び下限額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

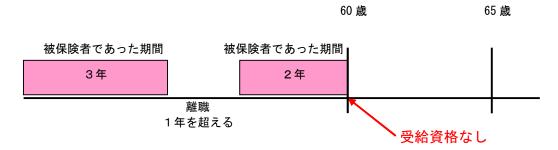
例示 1 60 歳到達時点で受給資格を満たした場合



例示2 60歳到達時点で受給資格を満たした場合



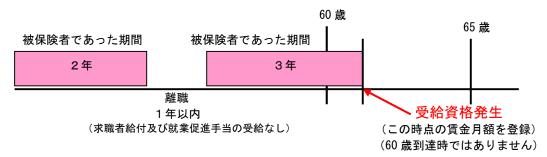
例示3 60歳到達時点で受給資格を満たさない場合



60 歳到達時点において被保険者であった期間が通算して5年に満たないため、受給資格が確認できなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点で、再度手続を行うことにより、受給資格の確認を受けることができます。

この場合、受給資格を満たした時点(被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点)における賃金月額(上限額あり)が登録されることとなります。

例示 4 60 歳到達時以降、受給資格を満たした場合



② 60 歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

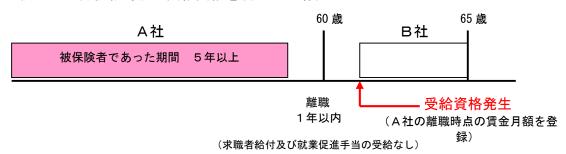
この場合でも、次の要件を満たすことにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けることができます。

- イ 60 歳到達前の離職した時点で、被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- ロ 60 歳到達前の離職した日の翌日が、60 歳到達後に再雇用された日 の前日から起算して1年以内(高年齢雇用継続給付延長を行っている 場合は、その延長期間内)にあること。(116 ページ参照)
- ハ 口の期間に求職者給付及び就業促進手当を受給していないこと。

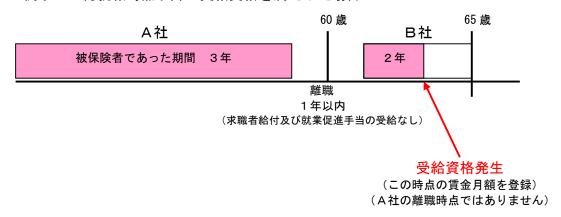
事業所を管轄するハローワークで受給資格確認の手続を行い、受給資格が確認された場合には、60 歳到達時前の離職した時点の賃金月額(上限額あり)が登録されます。

また、再就職時点で受給資格を満たさなかった場合でも、その後被保険者であった期間が通算して5年を満たした時点において、再度受給資格の確認を受けることができます(この場合、受給資格を満たした時点の賃金月額(上限額あり)が登録されます)。

例示1 再就職時点で受給資格を満たした場合



例示2 再就職時点以降に受給資格を満たした場合



(2) 支給要件は・・・・

支給対象期間において、一般被保険者として雇用されている各月(**暦月のことで、その月の初日から末日まで継続して被保険者であった月に限ります。**)(これを「支給対象月」といいます。)において、次の要件を満たしている場合に支給の対象となります。

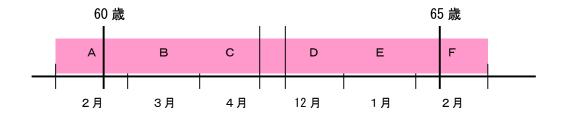
- イ 支給対象月の初日から末日まで被保険者であること
- ロ 支給対象月中に支払われた賃金が、60 歳到達時等の賃金月額の 75%未満に低 下していること。
- ハ 支給対象月中に支払われた賃金額が、支給限度額 (=386,922 円、105 ページ 参照)未満であること。
- 二 申請後、算出された基本給付金の額が、<mark>最低限度額</mark>(=2,411円、105ページ 参照)を超えていること。
- ホ 支給対象月の全期間にわたって、育児休業給付または介護休業給付の支給対象 となっていないこと。

(3) 支給対象期間は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金の支給対象期間は次のとおりです。

- イ 60歳到達日の属する月から、65歳に到達する日の属する月までの間
- ロ 60 歳到達時に受給資格を満たしていない場合は、受給資格を満たした日の属 する月から
- ハ 60 歳到達時に被保険者でなかった者は、新たに被保険者資格を取得した日または受給資格を満たした日の属する月から

例示 誕生日は2月20日



解説: 例えば、誕生日が2月20日、60歳到達時点で被保険者であった期間が通算して5年を満たした場合は例示のA~Fまでが支給対象期間となります。(A~Fまでの各月ごとに支給要件をそれぞれ判断していきます。)

(4) 支給額は・・・・・

① 支給額は、支給対象月ごとに、**賃金の低下率〔支払われた賃金額(みなし賃金を含む)÷60 歳到達時等の賃金月額×100〕**に応じて、以下の計算式により決定されます。

なお、以下のとおり**支給限度額**及び**最低限度額**により、減額される場合や支給されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

賃金の低下率を「A」として、

イ 賃金低下率が64%(※)以下の場合

支給額=実際に支払われた賃金額×10%

- ※ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たした方については、 賃金低下率が61%未満の場合 支給額=実際に支払われた賃金額×15% となります。
- ロ 賃金低下率 [A] が 64% (※) を超えて 75%未満の場合

(-64 A + 4, 800)

支給率〔B〕=

110 A × 100

支給額=実際に支払われた賃金額×B〔支給率〕%

- ※ 令和7年3月31日以前に受給資格を満たした方については、 賃金低下率[A]が61%を超えて75%未満の場合 支給率[B] = ^{183A+13,725}/_{280A} ×100 となります。
- ハ 賃金低下率が75%以上の場合 支給額=支給されません。

(端数処理について)

「賃金低下率」及び「支給率」については、小数点以下第3位を四捨五入し、 小数点以下第2位まで算出、「支給額」については、小数点以下を切り捨て て算出します。

支給限度額及び最低限度額について

支給限度額 386,922 円※ (令和7年7月31日までは376,750円) 支給対象月に支払われた賃金額と高年齢雇用継続基本給付金の合計額が支 給限度額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

<u>最低限度額 2,411 円※</u> (令和7年7月31日までは2,295円) 高年齢雇用継続基本給付金の支給額が、最低限度額を超えないときは、支給 されません。

※ 支給限度額及び最低限度額は、毎年8月1日に変更される場合があります。

【支給算出額の事例】(令和7年4月1日以降に受給資格要件を満たす場合) 60歳到達時の賃金月額が30万円であって、

- ① 支給対象月に支払われた賃金が 18 万円の場合 低下率は 60% (180,000÷300,000×100) 支給額=180,000×10%=18,000 円
- ② 支給対象月に支払われた賃金が 20 万円の場合 低下率は 66.67% (200,000÷300,000×100) 支給率は 7.27% (-64×66.67+4,800) ×100/(110×66.67) 支給額=200.000×7.27÷100=14.540 円
- ③ 支給対象月に支払われた賃金が24万円の場合 低下率が80%(240,000÷300,000×100)のため支給されません。

② 「支払われた賃金額」について

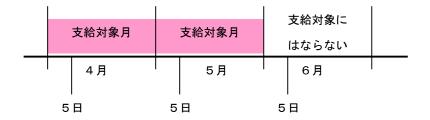
高年齢雇用継続給付における「各月に支払われた賃金額」とは、その月に「実際に支払われた賃金額」のことをいいますが、その賃金額の中に、減額がある場合は、その減額のあった賃金額を加算(これを「みなし賃金額」といいます。)して、賃金の低下率を判断する場合があります。

イ 「実際に支払われた賃金額」について

高年齢雇用継続給付では、その支給決定を迅速に行うために、各月に支払 われた賃金額を考えるにあたり、賃金の支払対象となった期間ではなく、 「賃金の支払日」を基準としています。

このため、例えば以下のようなケースにおいて、「**5月に支払われた賃金額」とは、5月5日に支払われた賃金となります**。(5月5日に支払われた賃金の対象月は4月ですが、実際に支払われたのが5月であるためです。) なお、以下のように、5月末日に退職した場合には、6月5日に支払われた賃金は高年齢雇用継続給付の支給対象となりませんのでご注意ください。

例示 【月末賃金締切 翌月5日支払 5月末日に退職】



ロ みなし賃金額について

各月に支払われた賃金が低下した理由の中には、被保険者本人や事業主に 責任がある場合や、他の社会保険により保障がなされるのが適切である場合 など、雇用保険により給付がなされることが適切でない場合があります。

そこで、このような理由により賃金の減額があった場合には、**その減額された額が支払われたものとして、賃金の低下率を判断することとなります**。これを、「みなし賃金額」といいます。

みなし賃金額が算定される理由は、以下のとおりです。

- (4) 被保険者の責めに帰すべき理由、本人の都合による欠勤(冠婚葬祭等の私事による欠勤も含みます。)
- (ロ) 疾病または負傷
- (ハ) 事業所の休業(休業の理由、休業の期間は問いません。)
- (二) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
- (ホ) 妊娠、出産、育児
- (^) 介護

【注意】

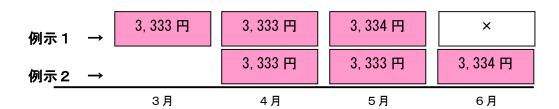
- ① 「各月に実際に支払われた賃金」とは、支給対象期間中の各月に支払われた賃金をいい、支給対象期間外に支払われた賃金は対象外となります。
- ② 「みなし賃金額」は、賃金の低下率を判断する際に算出するものであり、 支給額の算出にあたっては、「実際に支払われた賃金額」にその支給率を乗 ずることとなります。

ハ 数か月分一括払いの通勤手当等について

本来なら各月ごとに支払われるべきところ、単に支払い事務の便宜等のため、数か月分一括して支払われる通勤手当等については、その通勤手当等の額を対象月数で除した額を、**支払いのあった月以降の各月に割り振って計上**するという特別の取扱いを行いますのでご注意ください。(ただし、端数が出た場合は、最後の月分に加算します。)

なお、最初の支給対象期間の前に数か月分一括して支払われた通勤手当等 については、その後の支給対象月への算入は行わないこととしていますので、 併せてご注意ください。

例示 1 【4月~6月分の通勤手当 10,000 円が<u>3月に</u>支払われた場合】 例示 2 【4月~6月分の通勤手当 10,000 円が4月に支払われた場合】



《事例1》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が18万円、欠勤による賃金の減額が3万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18 万円+3万円=21 万円をみな し賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は 21 万円÷30 万円=70.00%となり、支給率は 4.16%となりますので、支給額は 18 万円×4.16%=7,488 円となります。

・みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

《事例2》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が18万円、欠勤による賃金の減額が5万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、18 万円+5万円=23 万円をみなし賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は23万円÷30万円=76.67%となります。

実際に支払われた賃金額では、75%未満に低下していますが、欠勤による控除をしない場合の通常の賃金で低下率を算定するため、このケースでは75%未満とならず、**不支給**となります。

《事例3》

賃金月額が30万円、各月に実際に支払われた賃金額が15万円、欠勤による賃金の減額が3万円の場合。

→ 欠勤により賃金の減額があるので、15 万円+3万円=18 万円をみな し賃金額として、賃金の低下率を判断します。

低下率は18万円÷30万円=60.00%となります。

みなし賃金ではなく、実際に支払われた賃金額です。

(5) 受給資格の確認と支給申請は・・・・・

① 60歳到達日において被保険者であった場合

届出書類···「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」(=賃金証明書) 「高年齢雇用継続給付受給資格確認票·(初回)高年齢雇用継続 給付支給申請書」(=受給資格確認票)

提出期限・・・ 最初に支給を受けようとする支給対象月の初日から起算して 4か月以内

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

- 〇 賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し(運転免許証、住民票記載 事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発行し た証明書で年齢を確認できる書類)

※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

イ 「賃金証明書」の提出及び受給資格確認について

被保険者が初回の支給申請手続をする場合は、「賃金証明書」及び「受給 資格確認票」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出しなければ なりません。

これにより、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格がある場合は「**高年齢 雇用継続給付受給資格確認通知書」**(=**確認通知書**)を、また受給資格がない場合は、「高年齢雇用継続給付受給否認通知書」(=否認通知書)が交付されます。

- ロ 被保険者に対する通知について
 - (4) 受給資格が確認された場合

ハローワークから交付された「確認通知書」には、60歳到達時の「賃金月額」と「賃金月額の75%」が印字されます。(ただし、60歳に達した時に受給資格が否認された場合で、その後受給資格を満たしたときは、60歳到達時の「賃金月額」は、受給資格が確認された時点となります。)

この「確認通知書」は、必ず被保険者に対して交付し、被保険者に支払われる賃金額が、この「確認通知書」に印字された「賃金月額の 75%」 未満に低下した場合について高年齢雇用継続給付の支給を受けることができる旨を、通知してください。

(ロ) 受給資格が否認された場合

ハローワークから交付された「**否認通知書」は、必ず被保険者に対して 交付**し、「被保険者であった期間が5年」であることの**要件を満たした場合に、再度、受給資格の確認ができる**旨を、通知してください。

なお、被保険者が引き続き雇用された場合に受給資格を満たすこととな

る予定日と、5年の要件を満たすために不足している期間については、この「否認通知書」の「通知内容」欄に記載されています。

ハ 次回支給申請月の指定について

「確認通知書」に添付されている「高年齢雇用継続給付次回支給申請日指 定通知書(事業主通知用)」は、次回支給申請すべき月を指定するもので、事 業主の方に通知されます。

なお、次回の支給申請月に支給要件を満たさないことが明らかな場合は、 支給申請を行う必要はありませんが、支給要件を満たすか否かがはっきりし ない場合には、ハローワークの窓口にご相談ください。

② 60歳到達日において被保険者でなく、それ以降の再就職により被保険者となった場合

届出書類・・・雇用された直前の離職に係る「雇用保険被保険者離職票」(受給資格決定を受けた方は「雇用保険受給資格者証」)

「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続 給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険 者取得届」とできるだけ同時に

届出先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク 持参するもの・・・

- 〇 賃金台帳、出勤簿 (タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など
- 被保険者の年齢が確認できる書類の写し(運転免許証、住民票記載 事項証明書、その他住民票記載事項証明書をもとに公的機関が発 行した証明書で年齢を確認できる書類)

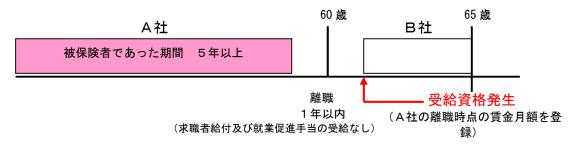
※受給資格確認票は、マイナンバーを記載して提出してください。

なお、あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。

被保険者資格の喪失に基づき 60 歳到達時において被保険者でなく、かつ、 雇用保険(基本手当等)の支給を受けずに、その喪失日から1年以内に再就 職した場合は「離職票」を、雇用保険の受給資格決定を受けた場合は「雇用 保険受給資格者証」を併せて提出してください。

これにより、高年齢雇用継続給付金の受給資格について確認(否認)を行い、今後の申請についてお知らせします。

例 示



③ 2回目以降の支給申請について

高年齢雇用継続給付の支給を受けることができるのは、支払われた賃金額が「受給資格確認通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」に印字されている「賃金月額75%」未満に低下した月となります。

届出書類・・・「高年齢雇用継続給付支給申請書」(以下「支給申請書」という。)

提出期限・・・指定された支給申請月

届出先…事業所の所在地を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

○ 支給申請書の内容が分かる書類の写し(賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿など)

④ 支給申請時期について

支給申請は、**原則として2か月ごと**に行うこととなります。

ハローワーク(公共職業安定所長)から、あらかじめ事業所ごとに「奇数型」 と「偶数型」のいずれかを指定します。(「次回支給申請日指定通知書」に印字 されています。)

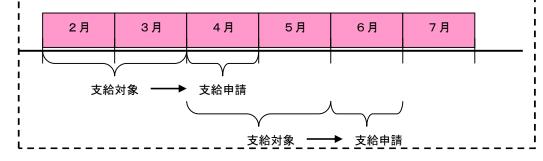
また、初回の支給申請は、最初の支給対象月の初日から起算して4か月以内に行うことができますが、支給申請月の型が指定されている事業所については、できるだけ支給申請期間内(4か月以内)の指定月(奇数型・偶数型)に初回の支給申請を行ってください。

「支給申請月」とは・・・

支給申請月は、ハローワーク(公共職業安定所長)から指定された月型は、 今後、その事業所の支給申請月の型となりますが、特段の事情がない限り、 この月型は変更できません。

なお、指定月が1月·3月·5月·7月·9月·11月の場合は奇数型、2月·4 月·6月·8月·10月·12月の場合は偶数型と呼びます。

例示 偶数型



⑤ あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録のみを行う場合

雇用する労働者が 60 歳に到達し、初回の支給申請を行う前に「賃金証明書」 と「受給資格確認票」を提出し、受給資格の確認及び賃金登録を行うことがで きます。 あらかじめ受給資格の確認及び賃金登録の手続を行っていただくと、次のようなメリットがありますので、**事前の提出について出来る限りのご協力をお願いします**。

メリット

- 〇 事前に受給資格の確認や賃金月額が把握できる。
- 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる。
- 〇 支給申請漏れの防止を図ることができる。

(6) 支給申請の結果は・・・・・

支給申請後は、支給の可否及び支給額を記載した「**高年齢雇用継続給付支給決 定通知書」**と次回の支給申請の際に使用する「**高年齢雇用継続給付支給申請書」** を交付いたしますので、**必ず被保険者に対して交付**してください。

(7) 給付金の口座振込みは・・・・・

支給決定された給付金は、支給決定日(支給決定通知書に印字されています) から約1週間後に、申請者本人が指定した金融機関の本人名義の普通預金(貯金) 口座に振り込まれます。

また、振込者名は、「コウセイロウドウショウ ショクギョウアンテイキョク」 となります(金融機関によっては、振込者名の表示が途切れたりする場合があり ます)。

4 高年齢再就職給付金について

(1) 受給資格は・・・・・

- イ 60歳以上65歳未満で再就職した一般被保険者であること。
- ロ 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと。
- ハ 再就職する前に雇用保険の基本手当等の支給を受け、その受給期間内に 再就職し、かつ支給残日数が 100 日以上あること。
- 二 直前の離職時において、被保険者であった期間が通算して5年以上ある こと。

上記の要件を満たすような場合、事業所の所在地を管轄するハローワークで、 受給資格確認手続を行ってください。

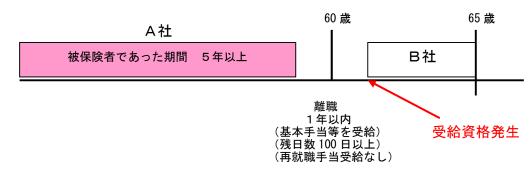
この手続により、ハローワークにおいて受給資格の確認を行うとともに、「再就職前に受給していた雇用保険の基本手当の算定の基礎となった賃金日額×30 に相当する額」を「高年齢再就職給付金に係る賃金月額」として登録することとなります。

この高年齢再就職給付金に係る賃金月額と、再就職後の各月に支払われた賃金額を比較することにより、支給要件を判断し、支給額を決定することとなります。

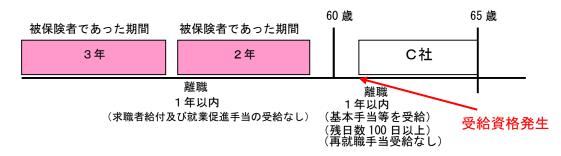
受給資格を満たさなかった場合は・・・・・

受給資格を満たさなかった場合は、その後において被保険者であった期間5年以上を満たすことはなく、再就職後に受給資格が発生することはありません。

例示1 支給日数 100 日以上残して再就職し、受給資格の要件を満たした場合



例示 2 60歳前に離職し、支給日数 100日以上残して再就職した場合



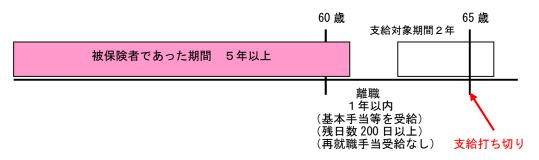
(2) 支給要件は・・・・

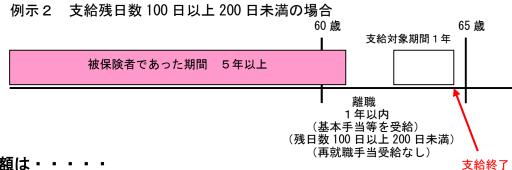
高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(104ページ参照)

(3) 支給対象期間は・・・・・

- イ 雇用保険の基本手当の残日数が 200 日以上の場合は、当該被保険者 となった日の翌日から2年を経過する月まで。
- ロ 雇用保険の基本手当の残日数が 100 日以上 200 日未満の場合は、当 該被保険者となった日の翌日から 1 年を経過する月まで。
- ハ イ及び口において、2年または1年を経過する前に65歳に達した場合は、支給対象期間にかかわらず、65歳に達した日の属する月まで。

例示1 支給残日数200日以上の場合





(4) 支給額は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(105ページ参照)

(5) 受給資格の確認は・・・・・

届出書類・・・「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続 給付支給申請書」(以下「受給資格確認票」という。)

提出期限・・・被保険者として雇用された日以降速やかに、「雇用保険被保険者 資格取得届」とできるだけ同時に

届 出 先・・・事業所の所在地を管轄するハローワーク 持参するもの・・・

- 〇 賃金台帳、出勤簿(タイムカード)、労働者名簿、雇用契約書など ※ なお、被保険者の年齢が確認できる書類は不要です。
- ※受給資格確認票は、マイナンバーを記載<u>して提出してください。</u>

雇用保険の基本手当等を受給した60歳以上の者を再雇用した場合、「雇用保険被 保険者資格取得届」と同時に、併せて**「受給資格確認票」**を事業所の所在地を管轄 するハローワークに速やかに提出してください。

ただし、以前に雇用されていた事業所において高年齢雇用継続給付の受給資格の 確認を受けていたことがある方が離職し、雇用保険の基本手当を受けずに再就職し た場合は、受給資格確認票の提出は必要ありません。

① 受給資格の確認について

高年齢再就職給付金の受給資格がある場合は「受給資格確認通知書」を、受 給資格がない場合は「受給資格否認通知書」を交付いたします。

この「受給資格確認通知書」には、再就職前に受給していた雇用保険の基本 手当に係る賃金日額の30日分の額とその75%に相当する額が、それぞれ「賃 金月額」、「賃金月額の75%」として印字されるほか、支給残日数に応じた「支 給期間」も印字されます。

なお、受給資格が否認された場合は、それ以後、受給資格を満たすことはあ りません。

② 被保険者に対する通知と次回支給申請月の指定について 高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(109~110ページ参照)

(6) 支給申請は・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(109~112ページ参照)

(7) 支給申請の結果は・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(112ページ参照)

(8) 給付金の口座振込みは・・・・・

高年齢雇用継続基本給付金と同様です。(112ページ参照)

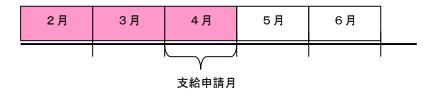
5 離職等により被保険者資格を喪失したとき

(1) 被保険者資格喪失直前の支給対象月に係る支給申請手続

高年齢雇用継続給付の受給中の被保険者が、被保険者資格を喪失したときは、指定されていた支給申請月の前であっても支給申請を行うことができますので、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて、「支給申請書」を提出してください。

なお、1日以上被保険者として雇用されない日がある月については、支給対象月となりませんので、ご注意ください。

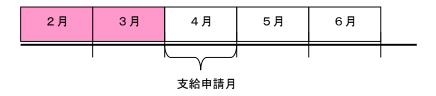
例示1 偶数型の事業所を、4月末日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出します。

また、4月末日に退職した場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と併せて4月分の支給申請書を提出してください。(次回の支給申請月である6月まで待つ必要はありません。)

例示2 偶数型の事業所を、4月25日で退職した場合



→ 4月の支給申請月には2月と3月分の申請書を提出しますが、4月分は 月の途中で退職しているため、支給対象月とはなりません。

ただし、転職等の理由により、4月26日から引き続き被保険者資格を取得するような場合は、支給対象月となるため、転職後の事業主から支給申請書を提出してください。(この場合、支給申請書の備考欄に、前の事業所で4月中に支払われた賃金額を記入してもらうようにしてください。)

(2) 高年齢雇用継続給付の延長申請について

高年齢雇用継続基本給付金の支給期間は 65 歳に達する月までですが、被保険者 資格を喪失して、1年を超える被保険者期間の空白があって再就職した場合は、高 年齢雇用継続給付は支給できません。

ただし、以下の理由により、資格喪失している期間について延長を行うことができ、1年を超えた場合でも支給が可能となります。

なお、代理人による提出の場合は、別途委任状が必要ですのでご注意ください。

- イ 病気、けが等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない 日があるとき(最大3年間)
- ロ 60歳以上の定年等の理由により退職した方が、一定期間安定した雇用に 就くことを希望しないとき(最大1年間)

届出書類・・・「受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給 付延長申請書」(用紙はハローワークにあります。)

提出期限・・・イの理由の場合・・・30 日以上職業に就くことができなくなる に至った日の翌日以降、早期に申請いただ くことが原則ですが、延長後の期間の最後 の日までの間であれば、提出は可能

口の理由の場合・・・離職日の翌日から起算して2か月以内

届出先・・・本人の住所を管轄するハローワーク

持参するもの・・・

イの理由の場合には、受給期間が認められる理由に該当する事 実を証明する書類

6 年金と高年齢雇用継続給付との併給調整について

特別支給の老齢厚生年金(在職老齢年金)の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、年金の一部が支給停止される場合があります。

併給調整の具体的な詳細については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

7 その他

(1) 受給中に本人が死亡したとき

死亡した日の翌日の属する月の前月までについて、生計を同じにしていた遺族の 方が支給申請を行うことができます。

これを、未支給高年齢雇用継続給付といいます。

この請求は、**死亡した日の翌日から起算して6か月以内**にしなければなりません。 詳しくは、事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

(2) 不正を行ったとき

本来は、高年齢雇用継続給付を受けることができないにもかかわらず、**不正な手 段により高年齢雇用継続給付の支給を受け、または受けようとした場合(実際に受** けたか否かを問いません。)は、**不正受給の処分を受けることとなります**。

このような場合、不正受給した金額の**3倍**の金額を納めなければならず、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押さえが行われる場合がありますので、支給申請書の記載内容をよくお確かめのうえ、ご提出をお願いします。

また、事業主が虚偽の支給申請書等を提出した場合等は、事業主も本人と連帯して処分等を受けることとなります。

事業主の皆様におかれましては、高年齢雇用継続給付制度へのご理解・ご協力を お願いいたします。

8 支給申請書等の記載例及び通知例について

高年齢雇用継続給付受給資格確認票の記入例

樣式		F龄雇用	の5、第101条の 継続給付受 (必ず第2面の	給資格	確認票				14-34-35	用継続約 さい。)	合付支給	申請書		
帳票種	3	00				1.個/	2 3		5 6	7 8 9	0 1 2	2	(E @	-
2. 被保険: 4 8 4 4. 被保険:	0 0	- 12	3 4 5 6	5 - 7 (カタカナ		3 - 元号	8取得年		04	0 1 (3	昭和 4 平成 会和	')	用紙は、	
給付 5.事業所	公二	2 °C		フフ	コウ	シ 6. 給作	対金の程	種類					このまま場	127
1 3 <	0 0	-76 >	5 4 3	2 – 1]	1	(1 基本) (2 再献)		, ()		6.72		機械で処理	
7. 支給対	象年月 0 5	06	233	33	た賃金額 3		の減額の D B) あった	日数	10. みなし質	金額	III	理しますので	48
11. 支給为	18年月 0 5	₹ <i>σ</i> 2 1	2.11欄の支給対象	年月に支払ね 3 3	3		金の減額 2	のあっ?	と日数	14. みなし舞	金額		汚さない	-
15. 支給为	対象年月 日 年		6.15欄の支給対象	年月に支払さ	れた賃金額 円	17. 賃金	金の減額	のあっク	日数	18.みなし賃	金額		ようにして	-
60歳到 達時等 資金登 共 録權	19.	金月額(区	分一日額又は約	(額)	20. 分(1 日報)	登録区	21.	基本手の受給剤	当 22.	定年等修正	育金登録年 	FB D	ください・	- €
職業安定所記載欄 高羅統妥格 源記 動業付資認目欄	発号	是給資格確認 一 年 企融機関・店	舗コード		4. 支給申 (1 奇) (2 偶)	放用人	25. 5.4	. 次回] — *	(初回)	支給申請年	月日 26.	支払区分	4 0 -	
その他賃 29.	その他賃金に関する特記事項													
51 5A 51 70 8 5 6 1	PERSON V	に誤りのない 8 月15日		斯名 (所名						東京都千代	田区霞が製	1-2-	2	
雇用保險法	施行規則	雇用機騎納付の 第101条の5及t 3 月 1 5 日	受給資格の確認を申 5第101条の7の規定	嫌します。	3のとおりま	0.5-03/40	可被 耕給:	付の支制 所	を申請し	ます。 代田区九段南				
Z/AACE	32. 払渡	フリガナ	1 30	ウブシンヨウキン:	100	(49°)	** y		<u>(4</u>	本品	0 0	9 0	店舗二	1-F
金融機関	希望 金融	銀行等(ゆうちょ銀行以)	口在系具	(普通)			32	1		支点	0 0	0 0	2 ,	, ,
届	機関	ゆうちょ銀	10 7 11 7	(総合)		E .	MIC.		-					
備所定例	10日数	7標	日当月・翌月 日 11標 月・6か月・		形態月輪	5		В	処 年 1	各確認の可能 確認 書		免 (否)
考	7 1111	147 J.	n oun						理 資本	各確認年月	日 令和	年年	月月	B
社会保険 付款 労 ガ 土 記 敷 欄	年月日 · 製油作	石巻・英整代現者の表示	Ft.	£	電話書	9	所		次長	課長	係長	係	操作者	

1「個人番号」

・被保険者の個人番号 (マイナンバー) を記入してください。

2「被保険者番号」

・被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

3「資格取得年月日」

・当該事業所における被保険者となった年月日を記入してください。

5「事業所番号」

・当該事業所の事業所番号を記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

記入事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

被保険者本人が氏名を記載してください。

ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。 その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「払渡希望金融機関指定届」

「名称」欄には、高年齢雇用継続給付の払渡しを希望する金融機関の名称及び店舗名を記入してください。 「口座番号、記号番号」欄には、被保険者本人の名義の通帳の口座、記号番号を記入してください。

※ 最近新設された金融機関の店舗や小規模な出張所など一部の金融機関については、登録されていない場合もありますので、ご利用になる場合はあらかじめハローワークにご相談ください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例(その1)

様式第 33 号の 4 (第 101 条の 5 関係)

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

⊕ 被保險者發長 9 9 0 0 -	1 0 2 0 4 7 - 9 1	フリガナ	キュウフ	ユウジロウ		
(B)	0 0 0 1 4 7 - 1 60歳に途し	た者の氏名	給付	雄二郎		
④ 8 8 株式会社雇用 事業所 所在場 北九州市小和	用保険 小倉支店 倉北区萩崎町1-11 41-8609		⑤60歳に計 した者の	8 〒 800-00 北九州市門 6 電話番号(02	司区北川町1	
⑥砂蔵に達した日等の年月日	平成 合和 5 年 1 月	31 П	⑦ 60歳に達 生年月日	した者の「昭和」	38 年 2	Я 1 П
學業王	北区萩崎町1-11	9				3
	60歳に達した	日等以前の賃	全支払状況等	5		1
⑥ の歳に返した日等に離離したとみな した場合の被保険者関則算定対象期間	③ 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09 09	10 12 30 0	Ħ	*	数	(B)
	金支払 基礎日 数	基礎日数	(A)	(8)	at	
1月1日~ 総数に適した	31日 1月26日~ 総裁に譲した	6H 60	000,0	7.0	/	0.
12月1日~12月31日	31日 12月26日 ~ 1月25日	318 31	0,000	4		
11 д1 н~11д30н	30日 11月26日 ~12月25日	30 ₀ 31	0,000			1
10 и1 п ~ 10и31 п	31日 10月26日~11月25日	31日 31	0,000	/		
9 д1 н — 9д30 н	30н 9 д26 н —10 д25 н	30H 31	0,000			
8 д1 н — 8д31 н	31 н 8 н26 н — 9 н25 н	31 _H 31	0,000			
л н- л н	Я 7 Л26 Н — 8 Л25 Н		0,000	/		
я в~ я в	日 月日~月日	H			$\overline{}$	_/_
я н~ я н	н дн~ дн	В				-
л п — л п я п — л п	в лн~лв в лн~лв	П		10	¥	+/-
л н~ л н	В ЛВ~ ДВ	В		-		
я п – я п	П П П Я П	п		+		/
②資金に 関する特 記 事 項 ※ 公				令	+歲到達時等賃金額 和 年 理番号	明書受證 月 日 香)
公共職業安定所記載欄						

(注) 本手能は電子申請による申請が可能です。 なお、本手統について、社会保険労務士が事業主の委託を受け、電子申請により本申請者の提出に関する手続を行う場合には、高陸社会保険労務士が高談事業主から委託を受けた者であることを証明するものを本申請者の提出と併せて送信することをもって、本証明書に係る当談事業主の電子署名に代えることができます。 また、本手統について、事業主が本申請者の提出に関する手続を行う場合には、当該事業上が被保険者から、当該被保険者が六十歳到達時等賃金証明者の内容について確認したことを証明するものを提出させ、保存しておくことをもって、当該被保険者の(電子)署名に代えることができます。

社会協権 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏	8	電話番号
分春士			2011/40 HO-01/11/00
紅 栽 横			

100	质是	次長	課長	係長	係
		0.000-9-000			
- 1				- 1	

⑥「60歳に達した日等の年月日」

・被保険者の60歳の誕生日の前日を記入してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、 賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より6か月以上記入が必要です。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編32ページ参照))

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- 有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

- ・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、 以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。
- ・賃金支払基礎日数が 11 日以上の月を6か月以上記入する必要があります。6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編32ページ参照))

⑪「⑩の基礎日数」

- ・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

12「賃金額」

- ・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

③「備考」

- ・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。
 - <例えば>
 - ・賃金未払いがある場合
 - ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
 - ・休業手当が支払われたことがある場合
 - ・60 歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

(4)「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記入例(その2)

様式第33号の4(第101条の5関係)

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用)

① 被保険者番号 ②	4	9 0	0	_	1 0	2	0 4	7	-	1	(3)	್ರಾ	フリガナ	0	アンテ	30	タロウ	ל				
ジ 事業所番号	4	90	0	-	0 0	0	1 4	7	-	1	60歳に	速し	た者の	氏名	安瓦	Ĕ.	太郎		J95.100			
② 名券 事業所 所在地 電話香号	北	九小	対市/	小色	tiki	又萩	崎町	T 1		1					したす	昔の	北ナ		04 司区北川 a) 38:	1000	18	
060歳に遅	した日	等。	か年月	B		平城	_	00	○年		1:	Я	31	В	⑦ 60歳に 生年月		た者の	昭和平成	00 #	1 2	Я	2.1
この証明書の 住所 事業主 氏名	北	七州	事実) 市小表取	。倉	北区	获邮	间	1 -	- 1	1								te ac-				
Constitution VIII A	W. 46.1-			21	~	eto.		_	- 6	50歳	に達	した	7000	-	企支払状	泥等				10		
8) 60歳に達した した場合の報	264			888	図の舞 難にお	9	質介	文文	拉力	1 象	期間		印 印の 基礎	@	Ħ		全		板) 信	*
0歳に建した日本	の翌日	2,	月1日		ける質 全支 基礎 日 数					55.0			日数		(A)		0		at	137-145		
1 月1	Η~	60 0	に進し i	t	318		1	Я2 6)日~	e E	(政に連 (等	した	6н	60	000,0	52		08				
12 月1	日 ~	12	Я31	Н	31 B		12	Я2€	3 Н	~ 1	月2	58	31H	31	10,000	9.			/			9
11 Л1	н ~	11	я30	H	30 B		11	Я26	3 П	-1	2月2	5B	30H	31	0,000	250						
10 月1	日 ~	10	Я31	H	318		10	Я 26	3П	~1	1月2	5H	31日	31	10,000	2,35		1				
9月1	日~	9	Я30	H	30 ⊟		9	月26	3 Н	~1	0月2	5日	30⊞	31	10,000	250						
8 月1	日 ~	8	月31	H	31 B		8	Л26	В	~	9月2	5B	318	31	0,000	2.50	/	Ke 07		1		
Я	日 ~		Я	H	1		7	Я26	; П	- 1	8月2	5 B	31⊞	31	0,000	/	_					
月	日 ~	1	Я	9	H		3	月	н	~	Я	H	H									
月	日 ~	,	1/	H	Ħ		- 1	月	В	~	Я	Ħ	H									
Я	87	/	Я	Н	B			月	В	~	Ħ	В	В			1						
Я	A ~	§ 55	Я	H	В		- 1	月	H	*	月	В	H									
A	日 ~	8	月	H	E		- 3	月	П	~	#	B	H	3								
/ я	日 ~	8 3	月	H	Ħ		_	Ħ	H	~	月	Ħ	H							/		
砂質金に 関する特 己 事 項			_			_	_	_		-				_	(5/2 2)		-6	令	十歲到達時等 和 2賽番号	年	書受理 月	ī æ
※公共職業安定所記載欄																			100000000000000000000000000000000000000			₁₁ .5
ら委託を受 また、本	手続に けた者 手続に	ついであ	て、社 ること て、事	会保を証券主	験労利 明する が本	き上が 5もの 中間書	を本場の提出	出た数	Fの提 関する	出と	併せて	送信	すること には、!	をもっ 当該事業	て、本証明	善に係 者から	る当故事 、当該基	業主の電子 保険者がプ	高酸社会保証 署名に代える (十歳到速時代)	ことがで	さます。	

社会保険	作成年月日・製法代行者・事務代理者の表示	氏	名	電話番号
分數士		700		
記載機				

所数	次段	課贷	係良	条	
	0.000	3.55107	50000	.000000	
			- 1		
	所民	所投 武技	所長 武民 課民	所及 发致 練皮 体皮	所長 XR 課長 休良 集

⑥「60歳に達した日等の年月日」

・60 歳に達した後に被保険者であった期間が通算して5年を満たした日を記入してください。

⑧「60歳に達した日等に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間」

- ・「60歳に達した日等の翌日」欄は、⑥欄の日の翌日を記入してください。
- ・原則、60歳に達した日等から遡って1年間において、賃金支払基礎日数が11日以上または、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある被保険者期間算定対象期間が、直近より6か月以上記入が必要です。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編32ページ参照))

⑨「⑧の期間における賃金支払基礎日数」

- ・⑧欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

⑩「賃金支払対象期間」

・最上段には60歳に達した日等の直前の賃金締切日の翌日から60歳に達した日等までの期間を記入し、

以下、順次さかのぼって賃金締切日の翌日から賃金締切日までの期間を記入してください。

・賃金支払基礎日数が11日以上の月を6か月以上記入する必要があります。6か月に満たない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月も記入する必要があります。

(※当該記入方法については、離職票への記入方法に準じた取り扱いをお願いいたします。(第2編32ページ参照))

①「⑩の基礎日数」

- ・⑩欄の期間における賃金支払の基礎となった日数を記入してください。
- ・有給休暇の対象となった日、休業手当の対象となった日を含みます。

12 「賃金額」

- ・月給者は A 欄に、日給者は B 欄に記入しますが、日給者で月単位で支払われる賃金(家族手当・通勤手当等)は A 欄に記入し、合計額を計欄に計上してください。また、通勤手当を複数月分まとめて支払う場合は、該当月数で割り、それぞれの月に算入してください。
- ・A 欄、又は B 欄の記入のみで足りる場合は、計欄の記入は省略して差し支えありません。記入しない欄は斜線を引いてください。

①「備考」

・⑧欄から⑫欄の参考となることを記入してください。

<例えば>

- ・賃金未払いがある場合
- ・傷病等で引き続き30日以上賃金の支払がない場合
- ・休業手当が支払われたことがある場合
- ・60歳に到達した日が令和2年8月1日以降であって、⑨欄及び⑪欄の賃金支払基礎日数が11日以上の完全月が6か月ない場合は、⑨欄及び⑪欄の基礎日数が10日以下の期間について、当該期間における賃金支払の基礎となった時間数を記入してください。

(4)「賃金に関する特記事項」

- ・3か月以内の期間ごとに支払われる賃金(特別の賃金)について記入してください。
- ・該当がない場合には斜線を引いてください。

高年齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書 高年齢雇用継続給付受給資格確認 - 否認通知書 高年齢雇用継続給付支給決定通知書

<キリトリ>

高年齡雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)

1 業所番号	1300-5590XX-8	事業所名略称	行政工業株式会社	資格取得年月
收保険者番号	5590-5590XX-1	氏 名	ロウドウ タロウ	060601
支給申請月	給付金の種類 次	回支給対象	年月 次回支給申請期間	次回支給申請年月日

管轄公共職業安定所 〒112-857 文京区後92国1-9-20の所在地・電話番号 交付 令和 1 年 5月 13日 TELXXXXXXXXXXXXXXXXX



<キリトリ>

高年齡雇用継続給付受給資格確認/否認申請書 高年齡雇用継続給付支給/不支給決定通知書 高年齡雇用継続給付次回支給申請日(被保険者通知用)

被保険者番号	氏 名	性 別 生 年 月 日 受給資格確認年月日
1300-5590XX-8	ロウドウ タロウ	男 3-320811 010712
資格取得年月日 06060	1 事業所番号 1300-5590XX-8	8 支給期間 0107-0607
賃 金 月 額 360,000	賃金月額の 75% (支給限度額) 270,00	0 支 払 方 法 0290001-1234567
先般、提出されまし	、た 受 給 資 格 確 認 票 等 の 書 類 を 署	審査したところ、受給資格を

下記のとおり確認することとなりましたので通知します。

通知内容 給付金の種類 高年齢雇用継続給付金 受給の要件に該当した日 令和1年7月10日 (60歳) 初回支給申請月 令和1年7月、令和1年8月 初回支給申請日 令和1年9月3日

〒112-8577 文京区後楽1-9-20 TELXXXXXXXXXX

管 轄 公 共 職 業 安 定 所の所 在 地 ・電話番号

交付 令和 01 年 7 月 12 日

公共職業安定 **禁安定 所長印** 飯田橋

2019. 5

公共職

「通知内容」

受給資格確認申請が行われた場合で

① 受給資格を確認したときは

例示のように、支給対象月、申請月等が印字されます。

② 被保険者期間が通算して5年に満たず、受給資格の確認がなされないときは

受給資格を満たす予定の日が印字されます。

なお、支給申請が行われた場合は支給金額が印字されます。

「支払方法」

・支払先として指定された口座番号ですので、よく確認してください。

「賃金月額の75%(支給限度額)」

各月に支払われた賃金額がこの額未満である月について支給の対象となります。

※ 毎年8月1日に高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更される場合、これに伴い変更になることがあります。

高年齢雇用継続給付支給申請書の記入

■ 様式第33号の3の2 (第101条の5、第101条の7関係) (第1面) 高年齢雇用継続給付支給は (必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入し	ナノゼン: N
(帳票種別	事業所番号 管轄区分 は
2. 資格取得年月日 要件該当日 5590-5590XX-1 4-060601 030312	支給対象年月 の 0505 0506 まま 機機
C. 支給申請月 前回処理年月日 賃金月額の75%(旧85%) や 令和 050701 050731	賃金月額の61% (旧64%) 械 で N 処 理
3. 被保険者氏名 フリガナ (カタカナ) 場合 労働 太郎 ロ ウト ウ タ ロ ウ	
は <賞金支払状況>	7. みなし賃金額
8. 支給対象年月その2 9.8欄の支給対象年月に支払われた賃金額 0 所で で り 5 一 0 5 0 6 1 8 0 0 0 0 0 元号 年 月	11.みなし賃金額 こっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱい 一 して
曲 12. 支給対象年月その3 13. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 14. 賞金の減額のあった日敷 15. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 14. 賞金の減額のあった日敷 15. 12欄の支給対象年月に支払われた賃金額 14. 賞金の減額のあった日敷 15. 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	15.みなし賃金額
、 次 16. 木文和区ガ 17. 田刀区ガ 16. 次回文和手稿午月日	平成 5 令和)
その他貴金に関する特記事項 19. 20. 2日欠勤、20,000円減額	21.

		りがないことを証明 7 月 10 日	月し <mark>ます。</mark>		事業所名(所在地・電 事業主氏名 +/1:*	度話番号)株 に会社 席							魔が関1・ 太郎	-2-2	03-525	3-1111	
500000000000000000000000000000000000000		第101条の5・第101 7月10日 飯日		り、上記のとおり 安定所長 殿	高年齢雇用継続給付の申	の支給を申請	角しま	1890	働	太郎							
.1					-	201 21 2 2 4 11		_		-							
	作成年月日・提出	代行者・事務代理者の表示	氏	名	電話番号		賃賃	金彩金				_			当月	· 翌月	20
社会保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・提出	代行者・事務代理者の表示	氏	名	電話番号	備	賃賃所	金		態月	給・	日輪・	金支時間給日8欄			・翌月	20

1「被保険者番号」~「支給申請月」

・受給資格の確認及び賃金月額の登録が初回の支給申請前に行われた場合または、2回目以降の支給申請の場合は、これらの欄にハローワークシステムにより印字した支給申請書をお渡しします。

4、8、12「支給対象年月」

・支給を受けようとする支給対象月を記入してください。

5、9、13「支給対象年月に支払われた賃金額」

- ・4、8、12欄の支給対象月に支払われた賃金額を記入してください。 なお、賃金に含まれるか否か判断しかねる場合は、各々19、20、21欄にその額と名称を記入してください。
- ・支給対象月に数か月分一括払いの通勤手当等が支払われた場合には、支払われた月以後の支給対象月に1か月当たりの額を割り振って(端数が生じる場合は、最後の月分に加算する。)計上してください。

6、10、14「賃金の減額のあった日数」

・4、8、12 欄の支給対象月において、非行、疾病、負傷、事業所の休業等により賃金の全部又は、一部を受けることができなかった日数を記入してください。

この場合、4、8、12欄の支給対象月において減額の対象となった賃金額を、各々19、20、21欄に記入してください。

「事業所名(所在地・電話番号)、事業主氏名」

・記載事実に誤りのないことを証明してください。

「申請者氏名」

・被保険者本人が氏名を記載してください。

ただし、申請内容等を事業主等が被保険者に確認し、合意のもと「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」 を作成・保存することで被保険者氏名の記載を省略することができます。

その場合、申請者氏名欄における署名は、「申請について同意済み」と記載してください。

「備考」(申請書裏面)

- ・備考欄に、賃金締切日・支払日、賃金形態、支給対象月ごとの所定労働日数、通勤手当について記入してください。
- ○前事業所を離職し、1日の空白もなく再就職した場合等は、備考欄に前事業所に係る賃金額を記載してもらってください。
- ○出向元、出向先双方から賃金の支払いがある場合は、合計額を支給申請書に記入し、備考欄に被保険者資格を有さない 雇用関係に基づく賃金額及びその賃金を支払った事業主氏名を記入してください。

受給期間・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記入例

「2申請する延長の種類」欄の申請する延長の種類を○で囲んでください。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1	氏 名	継続 大輔		生	年月日	個和 平成 37年 令和	5 _月 11	性別	男· 女			
申請者	住所又は 居 所	〒 100 - 0000 東京都千代田区間	度が関1ー:	2-2								
2	申請する	類給期	同・教育部	練載包適用	対象期間	」 衛年	en mental		55-1111			
3	離職年月日	令和 4年 5	Я 11 В	100000000000000000000000000000000000000	呆険者 た年月	445 PM	3 \$	F 4	Я 18			
5	被保険者番号	4900	-1234	56-7		11						
6	支給番号											
7	この申請書を 引出する理由	① 妊娠、出産、育児、努 ロ 定年等の理由により ハ 事業を開始等したた 具体的理由	離職し、一定期 め		込みをし	ないことを	希望する	ため	ができないた			
В	職業に就く(対抗	教教育訓練の受講を開始する)	令和 4 年	6 д 1	∃⊅6	₩ ha #00.000	令和	年	月 日か			
		fl、求職の申込みをしないこと は事業を実施する期間	令和 5 年	5月 31	日まで	処理欄	令和	年	月 日ま			
着十	延長等後の受 合(教育訓練給 け適用対象)期 間満了年月日	令和 年	Л В									
7	7のイの理由 「疾病又は 負傷の場合	像 病 の 胃潰瘍 名 称			診療機関の名称・診療担当者	,E	厚生労働 完長 厚生	第一病生昌義	院			
17.7	用対象期間の延 令和 4 年 7 公	 別第31条第1項・第31条の 長、高年齢雇用継続給付の次 月 ¹⁰ 日 共職業安定所長 方 運 輸 局 長		「能な支給対 組集結	象月に(4	[多典越る系						
-	00		77383250	離職票交	付安定所	f名						
				離職票交	付年月	В						
*				離職票	交付番	号						
	Al .	*	4144	120		100	1.2					

3575,0775

Q 60 歳到達日とは?

私は、今年の 10 月 12 日に 60 歳の誕生日を迎えます。60 歳到達日とは、60 歳の 誕生日のことなのでしょうか。

A 雇用保険法における年齢の計算は、すべて「年齢計算に関する法律」の原則に従い、 誕生日の応答する日の前日の午前零時に、満年齢に達するものとして取り扱います。

このため、60歳到達日とは、「60歳の誕生日の前日」のことであり、今回のケースであれば「10月11日」となります。

Q 再就職手当との併給は?

高年齢再就職給付金と再就職手当の併給はできますか。

A できません。(雇用保険法第61条の2第4項)

同一の就職について、高年齢再就職給付金と再就職手当の双方の支給要件を満たす場合は、2つの給付金を併給することはできず、どちらか一方の給付金を選択していただくこととなります。そのため、慎重な選択をしていただくようにお願いいたします。

Q 基本給付金の支給は?

私は、60歳の定年によりA社を退職した翌日、B社に再就職しました。このような場合でも、基本給付金は支給されるのでしょうか。

A 今回のケースは、雇用保険(基本手当等)を受給しないまま、翌日B社で再就職しているため、基本給付金の支給対象となります。

また、雇用保険(基本手当等)を受給した場合であっても、所定給付日数を 100 日以 上残して就職していれば、高年齢再就職給付金の支給対象となりますが、再就職手当と の併給ができませんのでご注意ください。

Q 基本給付金の支給は?

基本給付金を受給している途中でA社を離職し、雇用保険(基本手当等)を受給しないまま、1年半後にB社に採用され、就職しました。

この場合、雇用保険(基本手当等)を受給していないので、B社においても基本給付金を受給することはできるのでしょうか。

A できません。

雇用保険(基本手当等)を受給しないまま再就職していたとしても、A社での離職日 (=資格喪失届の離職年月日)とB社での就職日(=資格取得届の被保険者となった年 月日)の空白期間が1年を超える場合は、受給できなくなりますのでご注意ください。

Q 被保険者であった期間の通算は?

以前働いていたA社では、8年間雇用されていました。

このたびA社を退職し、約1か月後に、雇用保険を受給せずにB社で働くこととなりました。

この場合の被保険者であった期間の5年間の計算は、以前にA社で雇用されていた期間は含まれるのでしょうか。

A 被保険者であった期間は、同一の事業主の適用事業に継続して雇用された期間のみに限られず、離職した日の翌日から起算して1年後の応答日までに被保険者資格を再取得した場合には、その前後の被保険者として雇用された期間が通算されます。

したがって、今回のようなケースであれば、A社での被保険者であった期間を通算されることとなります。

ただし、雇用保険(基本手当等や再就職手当等を含む。)または特例一時金の支給を 受けたことがある場合には、これらの給付の受給資格等に係る離職の日以前の被保険者 であった期間は通算の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 賃金月額登録の上限は?

当社の社員で、このたび、60歳になる従業員がいるので、60歳到達時の賃金登録をしたいと考えています。

この従業員には現在 60 万円の賃金を支払っているのですが、60 万円の賃金登録が行われるということで間違いないのでしょうか。

A 賃金月額には上限金額が定められており、具体的には、算定した額 508,200 円 (令和 7年8月1日現在)を超える場合には、この金額以上の賃金登録をすることはできません。

したがって、今回のようなケースは、上限額での登録となります。事業主のみなさまから被保険者本人へ説明される場合には、特にご注意ください。

Q 60歳を超えた者を採用した場合は?

当社では、このたび、61歳になる男性を正社員として採用することとしました。 この場合、何か届出は必要なのでしょうか。

A 60 歳~65 歳の方を採用した場合は、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給対象者であることが考えられます。

このため、採用した被保険者に対して、給付金の支給申請の有無等のご確認をいただき、申請を希望する場合には、「雇用保険被保険者資格取得届」の提出時等に、ハローワークの窓口へ必ず申し出てください。

Q みなし賃金は?

みなし賃金を算定する際の「賃金の減額のあった日数」(支給申請書 6、10、14 欄) とは、支給対象月中の日数をいうのでしょうか。

それとも、当該みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいうのでしょうか。

A みなし賃金額の算定基礎となる賃金の支払対象期間中の日数をいいます。

Q みなし賃金は?

日給者である建設労働者が、雨天により休業となる日については、みなし賃金の対象となりますか。

A 所定労働日が、雨天により休業となった場合は、「事業所の休業」に該当するので、 その日を「賃金の減額のあった日」として、みなし賃金の計算を行います。

Q みなし賃金は?

サービス業・小売業等で時間給計算で就労する労働者の場合、業務の繁忙、顧客の多寡によって就業時間にかなり変化があります。この場合、シーズンオフにより就労時間が短縮されたことにより賃金が減少するのは、「事業所の休業」による減額と判断されますか。

A 「事業所の休業」には、相当しません。

所定の労働時間が短縮されたのであれば、みなし賃金の計算によらず、実際に支払 われた賃金額で判断します。

Q 60歳時における賃金登録は?

当社では、60歳以降も継続して雇用している者については、退職するまで賃金が低下することはありません。

このような場合でも、60歳時の賃金登録を行う必要がありますか。

A 平成16年1月の雇用保険法施行規則の改正により、登録の義務はなくなりました。 しかしながら、60歳到達後においても、高年齢雇用継続給付の支給要件に該当する場合を被保険者が転職等により支給要件に該当する場合が増えています。

また、このような場合には、60歳到達時点の事業主の皆様に対して、60歳時点にさかのぼって賃金登録のお願いをすることとなります。

このようなことを避けるためにも、被保険者が 60 歳となった時点において、できるかぎり登録手続をお願いいたします。

また、60歳登録手続を事前に行っておくことで、

- ① 事前に受給資格の確認や賃金月額を把握できる
- ② 初回の支給申請に係る事務処理が円滑になされる
- ③ 支給申請漏れの防止を図ることができる

などのメリットがありますので、登録手続のご協力をお願いいたします。

Q 高年齢雇用継続給付と他の継続給付との併給は? 高年齢雇用継続給付と、育児休業給付または介護休業給付を同時に受けられるのでしょうか。

A 月の初日から末日まで引き続いて育児休業給付または介護休業給付の対象となる休業をした月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはなりません。

ただし、月の一部が育児休業給付または介護休業給付の支給対象となる場合は、支給 対象となります。

Q 申請手続先は?

自分の住所を管轄するハローワークと勤務先の事業所を管轄するハローワークと が異なるのですが、どちらのハローワークで支給申請手続を行えばよいのでしょう か。

A 高年齢雇用継続給付の支給申請手続は、育児休業給付及び介護休業給付とともに、その事業所の所在地を管轄するハローワークで行っていただくこととなります。

なお、高年齢雇用継続給付の延長手続については、本人の住所を管轄するハローワークで行うこととなります。

Q 課税は?

高年齢雇用継続給付(基本給付金・再就職給付金)は課税されますか?

A されません。(雇用保険法第12条)

〇 「支給率早見表」と「支給額早見表」(令和7年4月1日以降に受給資格を満たす方)

「支給率早見表」支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率
75%以上	0. 00%
74. 5%	0. 39%
74. 0%	0. 79%
73. 5%	1. 19%
73. 0%	1. 59%
72. 5%	2. 01%
72.0%	2. 42%
71.5%	2. 85%
71.0%	3. 28%
70. 5%	3. 71%
70. 0%	4. 16%

賃金の低下率	支給率
69. 5%	4. 60%
69.0%	5. 06%
68. 5%	5. 52%
68. 0%	5. 99%
67. 5%	6. 46%
67. 0%	6. 95%
66. 5%	7. 44%
66. 0%	7. 93%
65. 5%	8. 44%
65. 0%	8. 95%
64. 5%	9. 47%
64.0%以下	10. 00%

「支給額早見表」(令和7年8月1日現在)支給額算定の目安としてください。

00 15 11 15		60 歳	到達時等	賃金月額	(賃金日額	頁×30 日分)	
60 歳以降 各月の賃金	508,200 円以上	50万	45 万	40 万	35万	30万	25万	20 万
36万	12,312	8,712	0	0	0	0	0	0
35万	18,130	14,560	0	0	0	0	0	0
34 万	23,936	20,366	0	0	0	0	0	0
33万	29,733	26,169	4,389	0	0	0	0	0
32万	32,000	32,000	10,176	0	0	0	0	0
31 万	31,000	31,000	15,996	0	0	0	0	0
30万	30,000	30,000	21,810	0	0	0	0	0
29 万	29,000	29,000	27,637	5,829	0	0	0	0
28 万	28,000	28,000	28,000	11,648	0	0	0	0
27 万	27,000	27,000	27,000	17,442	0	0	0	0
26 万	26,000	26,000	26,000	23,270	1,456	0	0	0
25 万	25,000	25,000	25,000	25,000	7,275	0	0	0
24 万	24,000	24,000	24,000	24,000	13,104	0	0	0
23万	23,000	23,000	23,000	23,000	18,929	0	0	0
22万	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	2,926	0	0
21万	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	8,736	0	0
20万	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	14,540	0	0
19万	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	0	0
18万	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	4,356	0
17万	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	10,183	0
16万	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	0

〇 「支給率早見表」と「支給額早見表」(令和7年3月31日以前に受給資格を満たす方)

「支給率早見表」支給率算定の目安としてください

賃金の低下率	支給率
75%以上	0. 00%
74. 5%	0. 44%
74. 0%	0. 88%
73. 5%	1. 33%
73.0%	1. 79%
72. 5%	2. 25%
72.0%	2. 72%
71. 5%	3. 20%
71.0%	3. 68%
70. 5%	4. 17%
70.0%	4. 67%
69. 5%	5. 17%
69.0%	5. 68%
68. 5%	6. 20%

賃金の低下率	支給率
68. 0%	6. 73%
67. 5%	7. 26%
67. 0%	7. 80%
66. 5%	8. 35%
66.0%	8. 91%
65. 5%	9. 48%
65. 0%	10. 05%
64. 5%	10. 64%
64. 0%	11. 23%
63. 5%	11. 84%
63. 0%	12. 45%
62. 5%	13. 07%
62.0%	13. 70%
61.5%	14. 35%
61.0%以下	15. 00%

「支給額早見表」(令和7年8月1日現在)支給額算定の目安としてください。

00 15 75	60 歳到達時等賃金月額(賃金日額×30 日分)									
60歳以降 各月の賃金	508,200 円以上	50万	45 万	40 万	35 万	30万	25 万	20 万		
36万	13,824	9,792	0	0	0	0	0	0		
35万	20,370	16,345	0	0	0	0	0	0		
34 万	26,894	22,882	0	0	0	0	0	0		
33万	33,396	29,403	4,917	0	0	0	0	0		
32万	39,968	35,936	11,456	0	0	0	0	0		
31万	46,500	42,470	17,980	0	0	0	0	0		
30万	45,000	45,000	24,510	0	0	0	0	0		
29 万	43,500	43,500	31,059	6,525	0	0	0	0		
28 万	42,000	42,000	37,576	13,076	0	0	0	0		
27 万	40,500	40,500	40,500	19,602	0	0	0	0		
26 万	39,000	39,000	39,000	26,130	1,612	0	0	0		
25 万	37,500	37,500	37,500	32,675	8,175	0	0	0		
24 万	36,000	36,000	36,000	36,000	14,712	0	0	0		
23 万	34,500	34,500	34,500	34,500	21,252	0	0	0		
22万	33,000	33,000	33,000	33,000	27,764	3,278	0	0		
21万	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	9,807	0	0		
20 万	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	16,340	0	0		
19万	28,500	28,500	28,500	28,500	28,500	22,876	0	0		
18万	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	4,896	0		
17万	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	25,500	11,441	0		
16万	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	17,968	0		